平成２２年（フ）第２８６号
大阪府岸和田市阿間河滝町2126番地の４
債務者　大倉亜由美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
大阪府岸和田市大町４丁目25番４―514号
債務者　熊之細左官こと　熊之細幸雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
大阪府泉佐野市下瓦屋６丁目２番12号、前住所大阪府泉南市樽井４丁目36番21号
債務者　菊地　光秀
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目２番45―110号、前住所大阪府貝塚市森688番地７
債務者　杉垣　鉄夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
大阪府貝塚市麻生中795番地１グランエクセル麻生中405号、前住所大阪府貝塚市森688番地７
債務者　杉垣まゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
大阪府和泉市室堂町1144番地の１―902
債務者　橋本　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番58―406号
債務者　金田千恵美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
大阪府泉大津市東助松町１丁目10番15号
債務者　兼田　武彦
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
大阪府岸和田市磯上町３丁目１番８号
債務者　山本　悠也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
大阪府岸和田市磯上町２丁目１番21号マイトレヤ和田Ｃ棟202号、前住所大阪府岸和田市春木宮本町９番10号
債務者　林　　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
大阪府貝塚市橋本975番地
債務者　山本　佳代
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
大阪府貝塚市橋本975番地
債務者　山本千代子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
大阪府泉佐野市葵町３丁目７番15号、前住所大阪府泉佐野市南中安松1451番地の１
債務者　瓦谷　勤史
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
大阪府岸和田市中井町３丁目17番８―301号、前住所大阪府堺市西区浜寺石津町東３丁１番19―２号
債務者　桐原健一郎（旧姓掃部）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
大阪府泉大津市東雲町15番55号
債務者　矢野　茂樹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
大阪府和泉市府中町８丁目１番15号
債務者　炭谷　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
大阪府和泉市内田町４丁目８番19号
債務者　小山　留美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係